

平成27年松茂町議会第4回定例会会議録

第1日目（12月4日）

○出席議員

- 1 番 鎌 田 寛 司
- 2 番 川 田 修
- 3 番 板 東 絹 代
- 4 番 立 井 武 雄
- 5 番 佐 藤 禎 宏
- 6 番 森 谷 靖
- 7 番 原 田 幹 夫
- 8 番 一 森 敬 司
- 9 番 藤 枝 善 則
- 10 番 佐 藤 富 男
- 11 番 佐 藤 道 昭
- 12 番 春 藤 康 雄

○欠席議員

な し

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	吉田直人
教育長	庄野宏文
会計管理者	池田忠男
総務参事	吉成均
民生参事	米田利彦
教育次長	吉田英雄
総務課長	大迫浩昭
税務課長	南東稔
危機管理室長	吉崎英雄
建設課長	井上雅史
水道課長	小坂宜弘
産業環境課長	原田賢
下水道課長	石森典彦
町民福祉課長	鈴谷一彦
健康保険課長	谷本富美代
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	古川和之
議会事務局長補佐	入口三恵子

平成27年松茂町議会第4回定例会会議録

平成27年12月4日（第1日目）

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 選挙第7号 松茂町選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第4 議案第58号 第五次松茂町総合計画基本構想の策定について
- 日程第5 議案第59号 満穂コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第60号 長岸コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第61号 北地地区研修集会センターに係る指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第62号 松茂町老人福祉センター「松鶴苑」に係る指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第63号 松茂町児童館に係る指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第64号 長原ふれあい館に係る指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第65号 中喜来地区農村公園に係る指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第66号 中喜来地区北部農村公園に係る指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第67号 中喜来地区農事集会所に係る指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第68号 豊岡地区農事集会所に係る指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第69号 長原漁港製氷貯氷施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第70号 松茂町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第71号 松茂町税条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第72号 松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例
- 日程第19 議案第73号 松茂町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第74号 平成27年度松茂町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第75号 平成27年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第22 議案第76号 平成27年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

日程第23 議案第77号 平成27年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）

平成27年松茂町議会第4回定例会会議録

第1日目（12月4日）

午前10時00分開会

○議会事務局長【古川和之君】　ただいまから平成27年松茂町議会第4回定例会の開会をお願いいたします。

まず初めに、春藤議長からご挨拶がございます。

○議長【春藤康雄君】　おはようございます。平成27年松茂町議会第4回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し述べさせていただきます。

年末のこのころより、風も寒冷の気を運ぶ今日で、議員各位の皆様には、公私まことにご多忙の中を全員ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出をされております諸議案につきましては、広瀬町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められますよう、適正、妥当な議決に達せられますよう、切望してやまない次第でございます。議員皆様、各位におかれましては、十分ご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますよう、お願いを申し上げまして開会のご挨拶とかわさせていただきます。

○議長【春藤康雄君】　ただいまの出席議員は12名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、平成27年松茂町議会第4回定例会は成立をいたしました。

ただいまから平成27年松茂町議会第4回定例会を開会させていただきます。

○議長【春藤康雄君】　広瀬町長から招集のご挨拶がございます。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】　皆さんおはようございます。師走に入りまして、何かと慌ただしい感じがするとともに寒さも感じるようになってまいりました。

本日は、平成27年松茂町議会第4回定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には、公私とも大変お忙しい中、全議員のご出席を賜りましてありがとうございます。

また、平素におきましては、松茂町発展のために、そして、町民の福祉向上のために、議員それぞれの立場におかれましてご尽力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて、第4回定例会に上程をいたします案件は、選挙1件、議案20件の21案件となっております。慎重にご審議を賜りまして全案件が可決決定をいただきますよう、お願いをいたしまして、簡単でございますが、招集のご挨拶といたします。

○議長【春藤康雄君】　これから、本日の会議を開きます。

日程に入る前に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員から毎月実施した月例出納検査の結果、各会計とも収支適正であると認められますと議長宛てに報告書が提出をされております。ご報告をさせていただきます。

○議長【春藤康雄君】　これから本日の日程に入らせていただきます。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでございます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、7番原田議員、及び8番一森議員を指名いたします。

○議長【春藤康雄君】　日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りをいたします。

今期定例会の会期は、12月4日から12月17日までの14日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【春藤康雄君】　異議なしと認めます。

よって、会期は12月4日から12月17日までの14日間と決定をいたしました。

○議長【春藤康雄君】　日程第3、選挙第7号「松茂町選挙管理委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

まず、松茂町選挙管理委員及び補充員の選挙の執行に当たって、選挙管理委員会事務局から説明を求めます。大迫選挙管理委員会書記長。総務課長。

○総務課長【大迫浩昭君】 それでは、選挙管理委員及び補充員の選挙につきましてご説明を申し上げます。議案書の1ページをお開きください。

選挙第7号、松茂町選挙管理委員及び補充員の選挙についてでございます。この選挙につきましては、平成27年12月25日、現在の選挙管理委員4名と補充員4名の任期が満了となりますことに伴いまして、このたび、選挙をお願いするものでございます。

現在、本町の選挙管理委員につきましては、地方自治法第181条第2項に定められておりますとおり、4名をもって組織をいたしております。また、補充員につきましても、同法第182条第2項により、選挙管理委員の選挙を行う場合においては同時に委員と同数の補充員を選挙しなければならないと定められており、委員と同数の4名でございます。

次に、選挙管理委員及び補充員の選出方法につきましては、議会においてこれを選挙することとなっておりますが、選挙の方法につきましては、投票による選挙と指名推薦による二通りの方法がございますので、よろしくお願いいたします。

選挙管理委員に当選されますと、国または地方公共団体の選挙に関する職務についていただくこととなりますが、補充員は選挙管理委員に欠員が生じた場合に初めて選挙管理委員になるものでございまして、補充員の立場においては、その職務はございません。また、補充員は、選挙管理委員に欠員が生じた場合、誰が最初に就任するか、補充の順序を決めておくこととなっておりますので、あわせてお願いを申し上げます。

次に、選挙管理委員及び補充員に選出される者の要件につきまして説明をさせていただきます。

第1点目といたしましては、松茂町の選挙権を有する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有する者であること。第2点目は、法律の定めるところにより行われる選挙、投票または国民審査に関する罪を犯し刑に処せられたことがないこと。第3点目は、委員または補充員は、それぞれの中の2人が同時に同一の政党、その他の政治団体に属する者とならないこと。第4点目は、地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねないこと。そして、第5点目といたしまして、選挙管理委員になりますと、その在職中は一切の選挙運動が禁じられることとなるものでございます。

最後に、次期任期につきましては、平成27年12月26日から平成31年12月25日までの4年間となっております。

以上、選挙管理委員及び補充員の選挙についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 ただいま選挙管理委員会事務局からの説明は終わりました。このことについて、質疑ございませんか。原田委員。

○7番【原田幹夫君】 このたびの選挙管理委員会の委員さんの選挙については、指名の推薦でお願いしたいと思います。

○議長【春藤康雄君】 ほかに質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、選挙第7号、松茂町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りをいたします。

選挙の方法は、投票、指名推薦、いずれの方法といたしましょうか。

指名推薦の、原田議員より、申し述べを受けております。

ただいま指名推薦にしてはとのご意見がありましたので、選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦により実施したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定をいたしました。

○議長【春藤康雄君】 お諮りをします。

指名の方法については、議長において指名することにしたと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定をいたしました。

○議長【春藤康雄君】 それでは、まず、選挙管理委員に、広島宇宮ノ後48番地1、大坪章夫氏。長原119番地、木内聖氏。中喜来字十人歩8番地5、下村稔氏。住吉字住吉開拓17番地3、笹山武彦氏をご指名させていただきます。

また、補充員には、第1順位として、広島宇北ハリ18番地9、甲谷勝利氏。第2、中喜来字北かうや5番地1、鈴江俊二氏。第3に、長原155番地1、小杉弘志氏。第4に、

住吉字住吉開拓30番地2、阿川芳昭氏をご指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議長において指名いたしました、松茂町選挙管理委員及び補充員を当選人に定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、選挙管理委員には、広島字宮ノ後48番地1、大坪章夫氏。長原110番地、木内聖氏。中喜来字十人歩8番地5。下村稔氏。住吉字住吉開拓17番地3、笹山武彦氏。補充員には、第1、広島字北ハリ18番地9、甲谷勝利氏。第2に、中喜来字北かうや5番地1、鈴江俊二氏。第3に、長原155番地1、小杉弘志氏。第4、住吉字住吉開拓30番地2、阿川芳昭氏がそれぞれ当選をされました。

○議長【春藤康雄君】 次に、日程第4、議案第58号「第五次松茂町総合計画基本構想の策定について」を議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

議案第58号、第五次松茂町総合計画基本構想の策定につきましては、平成18年度から10年間のまちづくりの方向性を定めた第4次松茂町総合計画が本年度をもって終了をいたします。したがって、平成28年度を初年度として平成37年度を目標年次とする第五次松茂町総合計画を策定いたします。

この第五次計画のうち、骨子となる「基本構想」部分につきましては、松茂町議会の議決すべき事件を定める条例第2条第2号の規定に基づき、議会の議決を経て定めますので、ご審議をお願いするものでございます。

この「基本構想」では、まちづくりの基本理念を「空と海が輝く 緑の臨空都市 まつしげ」とし、「安全で安心 豊かな心を育む 松茂町」を将来像として、これからの10年、誰もが「住んで良かった」と思えるように、諸施策の方向性を提示しております。

去る11月16日に開催された「松茂町総合振興計画審議会」におきましても、この基本理念により、ご承認をいただいているところでございます。

以上、策定の経緯と概略のみではございますが、提案理由の説明といたします。ご審議

の上、可決決定を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長【春藤康雄君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

議案第58号「第五次松茂町総合計画基本構想の策定について」は、本日、定例会終了後の全員協議会で詳細説明及び質疑を受けた後、12月17日再開予定の本会議で採決をお願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 続きまして、日程第5、議案第59号「満穂コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について」及び、日程第6、議案第60号「長岸コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について」の議案2件を一括して議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号、満穂コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について、及び議案第60号、長岸コミュニティセンターに係る指定管理者の指定についての2議案につきましては、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、松茂町が設置する公の施設の管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

満穂コミュニティセンター及び長岸コミュニティセンターにつきましては、施設の所在する自治会を指定管理者として指定いたしたいと考えております。この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長【春藤康雄君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。大迫総務課長。

○総務課長【大迫浩昭君】 失礼いたします。

それでは、議案第59号、満穂コミュニティセンターに係る指定管理者の指定についてと、議案第60号、長岸コミュニティセンターに係る指定管理者の指定についての2議案を一括してご説明申し上げます。議案書の3ページをご覧ください。

議案第59号、満穂コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるというものでございまして、議案第60号についても、同様のものがございます。

これら指定管理者を指定することにつきましては、平成28年3月31日をもって5年間の指定管理期間が満了いたしますことに伴いまして、引き続き、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、前回と同様に指定管理者を指定するものでございます。

なお、公募によらない理由といたしましては、利用料の徴収がないことなど、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号に規定されております当該施設の性格、規模及び機能が公募に適さないと認められることによるものでございます。

以上のことから、満穂コミュニティセンターにつきましては満穂自治会、議案書4ページの長岸コミュニティセンターにつきましては長岸自治会を、それぞれ指定管理者として指定するものでございます。

以上、議案第59号と議案第60号の詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 担当職員の詳細説明は終わりました。

これより質疑に入らせていただきます。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結させていただきます。

○議長【春藤康雄君】 これより、討論に入ります。

議案第59号及び議案第60号を一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結させていただきます。

○議長【春藤康雄君】 これより、採決いたします。

議案第59号「満穂コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について」及び議案第60号「長岸コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について」の議案2件を一

括採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。

各議案において、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長【春藤康雄君】 どうもありがとうございました。

起立多数によって、議案第59号「満穂コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について」及び議案第60号「長岸コミュニティセンターに係る指定管理者の指定について」の議案2件は、原案のとおり可決されました。

○議長【春藤康雄君】 続きまして、日程第7、議案第61号「北地地区研修集会センターに係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、鎌田議員は退席をお願いいたします。

(鎌田議員退席)

○議長【春藤康雄君】 広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 引き続き、提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号、北地地区研修集会センターに係る指定管理者の指定につきましては、前議案と同様に、町条例に基づき、公の施設の管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

北地地区研修集会センターにつきましても、施設の所在する自治会を指定管理者として指定いたしたいと考えております。この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長【春藤康雄君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。大迫総務課長。

○総務課長【大迫浩昭君】 失礼いたします。

それでは、議案第61号、北地地区研修集会センターに係る指定管理者の指定について説明をさせていただきます。議案書の5ページをご覧ください。

議案第61号、北地地区研修集会センターに係る指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるというものでございまして、内容といたしましては、先ほど説明をさ

せていただきました議案第59号、議案第60号と同様のものがございます。

この指定管理者を指定することにつきましても、平成28年3月31日をもって5年間の指定管理期間が満了いたしますことに伴い、引き続き、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、前回と同様に指定管理者を指定するものがございます。

なお、公募によらない理由といたしましては、前議案と同様、利用料の徴収がないことなど、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号に規定されております当該施設の性格、規模及び機能が公募に適さないと認められることによるものがございます。

以上のことから、北地地区研修集会センターにつきましては、北地自治会を指定管理者として指定するものがございます。

以上、議案第61号の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長【春藤康雄君】 担当職員の説明は終わりました。

これより質疑に入らせていただきます。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結させていただきます。

○議長【春藤康雄君】 これより、討論に入ります。

議案第61号の討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結させていただきます。

○議長【春藤康雄君】 これより、採決に入らせていただきます。

議案第61号「北地地区研修集会センターに係る指定管理者の指定について」を採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。

議案第61号について、原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長【春藤康雄君】 ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、議案第61号「北地地区研修集会センターに係る指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

除斥議員の入場を認めます。鎌田議員。

(鎌田議員入場)

○議長【春藤康雄君】 続きまして、日程第8、議案第62号「松茂町老人福祉センター『松鶴苑』に係る指定管理者の指定について」から、日程第10、議案第64号「長原ふれあい館に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、佐藤道昭議員、川田議員、立井議員は退席をお願いいたします。各議員。

(佐藤道昭議員、川田議員、立井議員退席)

○議長【春藤康雄君】 広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第62号、松茂町老人福祉センター「松鶴苑」に係る指定管理者の指定についてから、議案第64号、長原ふれあい館に係る指定管理者の指定についてまで3議案につきましては、前議案と同様に、町条例に基づき、公の施設の管理及び運営を行う者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

松茂町老人福祉センター「松鶴苑」、松茂町児童館5館、及び長原ふれあい館につきましては、社会福祉法人「松茂町社会福祉協議会」を指定管理者として指定いたしたいと考えております。この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長【春藤康雄君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。鈴谷町民福祉課長。

○町民福祉課長【鈴谷一彦君】 それでは、私の方から、議案第62号、松茂町老人福祉センター「松鶴苑」に係る指定管理者の指定についてから、議案第63号、松茂町児童

館に係る指定管理者の指定について、及び議案第64号、長原ふれあい館に係る指定管理者の指定についてまでの3議案を一括して詳細説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書の6ページから8ページをご覧ください。

議案第62号、松茂町老人福祉センター「松鶴苑」に係る指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるといふものでございまして、議案第63号及び議案第64号についても、同様のものがございます。

これら指定管理者を指定することにつきましては、平成28年3月31日をもってそれぞれ指定管理期間が満了いたします。現在の指定管理者において、適切に施設の管理、運営を行っており、多くの人々にご利用をいただいております。つきましては、引き続き、社会福祉法人「松茂町社会福祉協議会」に平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、指定管理者として指定するものでございます。

なお、公募によらない理由といたしましては、議案第62号、松茂町老人福祉センター「松鶴苑」については、利用料収入が見込めないこと、雇用する人員も最少の1名であることなど、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号に規定されております当該施設の性格、規模及び機能が公募に適さないと認められることによるものでございます。

議案第63号、松茂町児童館及び議案第64号、長原ふれあい館について、公募によらない理由といたしましては、現在施設を管理している者が引き続き管理を行うことにより、長年蓄積された運営のノウハウを生かすことができ、保護者との信頼関係も厚く、安心して子どもを預けられるなど、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供、及び事業効果が期待できるなど、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第5号に規定されております公募を行わないことについて合理的な理由があると認められることによるものでございます。

以上、議案第62号から議案第64号までの3議案についての詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 担当職員の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結させていただきます。

○議長【春藤康雄君】 これより、討論に入ります。

議案第62号から議案第64号までの議案3件を一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結させていただきます。

○議長【春藤康雄君】 これより、採決いたします。

議案第62号「松茂町老人福祉センター『松鶴苑』に係る指定管理者の指定について」から、議案第64号「長原ふれあい館に係る指定管理者の指定について」までの議案3件を一括採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。

各議案において、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長【春藤康雄君】 起立多数と認めます。ありがとうございました。

よって、議案第62号「松茂町老人福祉センター『松鶴苑』に係る指定管理者の指定について」から、議案第64号「長原ふれあい館に係る指定管理者の指定について」までの議案3件は、原案のとおり可決されました。

除斥議員の入場を認めます。

(佐藤道昭議員、川田議員、立井議員入場)

○議長【春藤康雄君】 続きまして、日程第11、議案第65号「中喜来地区農村公園に係る指定管理者の指定について」から、日程第15、議案第69号「長原漁港製氷貯水施設に係る指定管理者の指定について」までの議案5件を一括して議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号、中喜来地区農村公園に係る指定管理者の指定についてから、議案第69号、長原漁港製氷貯氷施設に係る指定管理者の指定についてまで、5議案につきましては、前議案と同様に、町条例に基づき、公の施設の管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

中喜来地区農村公園、中喜来地区北部農村公園、中喜来地区農事集会所、及び豊岡地区農事集会所につきましては、施設の所在する自治会を指定管理者として指定をいたしたいと考えております。また、長原漁港製氷貯氷施設につきましては、長原漁業協同組合を指定管理者として指定をいたしたいと考えております。この後、担当から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長【春藤康雄君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。原田産業環境課長。

○産業環境課長【原田 賢君】 失礼いたします。

それでは、私の方から、議案第65号、中喜来地区農村公園に係る指定管理者の指定についてから、議案第69号、長原漁港製氷貯氷施設に係る指定管理者の指定についてまで、5議案のご説明をさせていただきます。

まず、議案第65号、中喜来地区農村公園に係る指定管理者の指定について、議案第66号、中喜来地区北部農村公園に係る指定管理者の指定について、議案第67号、中喜来地区農事集会所に係る指定管理者の指定について、議案第68号、豊岡地区農事集会所に係る指定管理者の指定についての4議案について一括して説明をさせていただきます。恐れ入りますが、議案書の9ページから12ページとなりますので、ご覧願います。

議案第65号、中喜来地区農村公園に係る指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるというものでございます。続く、議案第66号から第68号までについても、同様のものがございます。

これら指定管理者を指定することにつきましては、平成28年3月31日に5年間の指定管理期間が満了いたしますことに伴いまして、引き続き、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、前回と同様に指定管理者を指定するものでございます。

なお、以上4件につきましては、公募によらない理由といたしましては、主たる利用者が施設の所在する自治会内であること、料金等の徴収が生じないことなど、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号に規定されております当

該施設の性格、規模及び機能が公募に適さないと認められることによるものでございます。

以上のことから、中喜来地区農村公園、中喜来地区北部農村公園、及び中喜来地区農事集会所については中喜来自治協議会、豊岡地区農事集会所については豊岡自治会を、それぞれ指定管理者として指定するものでございます。

続きまして、議案書13ページをご覧ください。

議案第69号、長原漁港製氷貯氷施設に係る指定管理者の指定についてのご説明をさせていただきます。

議案第69号、長原漁港製氷貯氷施設に係る指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるというものでございます。本施設は水産物の鮮度保持のため整備された施設で、現在、長原漁業協同組合が指定管理者として管理しており、平成28年3月31日に5年間の管理運営に関する協定期間が満了いたします。そのため、松茂町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、氷の販売収入が見込まれること、及び利用者が不特定多数であることから、指定管理者の公募をいたしました。その結果、1件のみの申請があり、審査した結果、今まで適正に管理していると認められる団体であったことから、引き続きの更新ということで、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、長原漁業協同組合を指定管理者として指定するものでございます。

以上、議案第65号から議案第68号まで、及び議案第69号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【春藤康雄君】 担当職員の詳細説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長【春藤康雄君】 これより、討論に入ります。

議案第65号から議案第69号までの議案5件を一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

○議長【春藤康雄君】 これより、採決いたします。

議案第65号「中喜来地区農村公園に係る指定管理者の指定について」から、議案第69号「長原漁港製氷貯氷施設に係る指定管理者の指定について」までの議案5件を一括採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。

各議案において、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長【春藤康雄君】 ありがとうございます。

起立多数です。

よって、議案第65号「中喜来地区農村公園に係る指定管理者の指定について」から、議案第69号「長原漁港製氷貯氷施設に係る指定管理者の指定について」までの議案5件は、原案のとおり可決いたしました。

○議長【春藤康雄君】 続きまして、日程第16、議案第70号「松茂町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例」から、日程第23、議案第77号「平成27年度松茂町公共下水道特別会計補正予算(第2号)」までの議案8件を一括して議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、提案理由の説明を申し上げていきたいと思っております。

まず、議案第70号、松茂町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が本年9月30日に公布されたことに伴い、本年6月の第2回定例会でご承認いただきました「松茂町税条例等の一部を改正する条例」に係る条項を改正するものであります。

改正の主な内容は、町税の納付書及び納入書に法人番号を記載する規定を削除するものであります。

次に、議案第71号、松茂町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法に定める地方税の猶予制度の規定の改正に伴い、申請手続等一定の事項については「条例で定めること」とされたことから、松茂町税条例に係る条項を新たに設置するものであります。

新設する主な内容は、徴収猶予の申請手続や、申請による換価の猶予等について申請書に記載する事項や、添付する書類等を規定するものであります。

次に、議案第72号、松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきましては、平成28年1月1日に、いわゆるマイナンバー、個人番号の利用が始まることから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項及び第19条第9号の規定に基づき、松茂町の社会保障、税及び災害対策の分野で個人番号を含む「特定個人情報」を利用又は部局間で情報提供する事務を定めるものでございます。

次に、議案第73号、松茂町介護保険条例の一部を改正する条例につきましても、個人番号の利用開始に関連して介護保険法施行規則が改正されたことから、本町の介護保険条例において、保険料の「徴収猶予申請」時と「減免申請」時に個人番号の記入を求める改正を行うものです。

次に、議案第74号、平成27年度松茂町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,731万円を追加し、補正後の予算の総額を62億5,097万4千円とするものであります。

歳入の主なものとしたしましては、地方特例交付金として366万3千円、普通交付税として7,140万4千円、平成26年度決算に伴う板野東部消防組合分担金繰越金返納金として1,242万円等を増額補正し、児童手当国庫負担金として1,135万5千円、児童手当県負担金として261万3千円、臨時福祉給付金補助金として336万4千円、子育て世帯臨時特例給付事業費補助金として311万8千円等を減額補正するものであります。

続きまして、歳出の主なものとしたしましては、選挙管理委員会費委託料として130万円等を増額補正し、臨時福祉給付金等給付事業費として579万5千円、児童手当として1,658万円、板野東部消防組合分担金として5,052万2千円、繰出金として898万1千円等を減額補正し、剰余金1億5,278万9千円を財政調整基金に積み立てるものあります。

次に、議案第75号、平成27年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,604万2千円を追加し、補正後の予算の総額を19億9,375万9千円とするものであります。

歳入の主なものといたしましては、前期高齢者交付金として4,603万4千円、前年度繰越金として218万4千円等を増額補正するものであります。

歳出の主なものといたしましては、一般分療養給付費として3,483万3千円、一般分高額療養費として1,278万9千円等を増額補正し、介護納付金として282万1千円を減額補正するものであります。

次に、議案第76号、平成27年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ81万円を追加し、補正後の予算の総額を1億212万円とするものであります。

歳入といたしましては、一般会計繰入金として81万円を増額補正するものであります。

歳出といたしましては、農業集落排水事業管理費修繕料として135万円を増額補正し、委託料として54万円を減額補正するものであります。

次に、議案第77号、平成27年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ392万7千円を減額し、補正後の予算の総額を5億4,802万5千円とするものであります。

歳入といたしましては、消費税還付金として646万6千円を増額補正し、一般会計繰入金として1,039万3千円を減額補正するものであります。

歳出といたしましては、公共下水道建設費委託料として298万2千円、公共下水道管理費委託料として94万5千円を減額補正するものであります。

以上、ご審議の上、可決決定を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長【春藤康雄君】 町長の提案理由の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案8件につきましては、12月7日再開予定の本会議において総括的な質疑を受けた後に各常任委員会に付託したいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長【春藤康雄君】 先ほど来、選挙第7号の松茂町選挙管理委員及び補充員の第1順位で申し上げました方の氏名を読み間違えましたので、訂正をいたしますので、よろしく願いいたします。

甲谷氏でありますので、ここを、訂正をよろしくお願ひしたいと思ひます。カンタニに私が読み間違えましたので、訂正方をお願ひいたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長【春藤康雄君】 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りをいたします。

明日12月5日から12月6日までの2日間は、議案調査のため休会としたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【春藤康雄君】 異議なしと認めます。

よって、明日12月5日から12月6日までの2日間は、休会と決定いたしました。

次回は、12月7日、午前10時から再開をいたします。

本日は、これで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前10時55分散会